

○新たな施策の要望又は提案を求めるもの

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H27・4・16 第136回総会；伊那市)				
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設		
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 環境部 <input type="checkbox"/> その他 名称				
件名	17 太陽光発電設備を適正に導入するためのガイドラインの策定について				
提案市	上田市				
提案要旨	<p>本県は、日照時間が長く、太陽光発電設備の立地に適している一方で、森林の面積が約8割を占める山岳県である。</p> <p>太陽光発電設備の山林などへの設置においては、防災や景観、環境等の面で様々な問題が生じており、地域住民の安全・安心な生活環境を脅かす懸念があることから、県と市町村が連携した対応をするため、事業者に対する長野県内全域を対象とした「太陽光発電設備の適正導入ガイドライン」の策定を要望する。</p>				
提案理由	<p>昨年度、「長野県環境影響評価条例」が改正され、森林区域における敷地面積20ヘクタール以上の太陽光発電設備については、環境影響評価の対象事業となった。しかし、太陽光発電設備は、住宅や工場等の建築物とは異なり、急峻な山林であっても設置が可能で、パネルは流出係数が高く、雨水流出量が増加することから、小規模な施設であっても周囲の環境に影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>また、土砂災害警戒区域内や同特別警戒区域内であっても、その設置についての規制が無いため、開発事業者の一方的な都合により設置が計画され、災害を誘発する危険性が増すとの理由から、下流域に暮らす地元住民が、反対運動を行っているケースもある。</p> <p>さらに、平成28年3月末の本県における10キロワット以上の事業用太陽光発電施設は、固定価格買取制度以降、出力ベースで約57.4万キロワットが稼働しているが、認定を受けている設備は、約172.8万キロワットとなっていることから、今後、さらに多くの設備が設置される見込みであり、これに伴い更なる問題が生じることが懸念される。</p> <p>そのため、他の建築物とは異なる特性を持つ太陽光発電設備については、その特性ゆえに生じる問題に対処し、用地選定等の計画段階から設置後に至るまでのフローや注意事項を明示することにより、太陽光発電事業者の自主的な取組を促すルールが必要であると考える。</p>				

現況及び課題等	<p>太陽光発電設備は、建築基準法上の工作物には当たらないため、同法の規制は勿論のこと、都市計画法の規制も受けず、その設置に関する規制については、直接的な法規制がない状況である。</p> <p>そのため、当市においては、再生可能エネルギー推進の立場もあることから、再生可能エネルギーの利用推進を図ることとの整合や、周辺環境に配慮し秩序ある開発を促す意味において、太陽光発電設備を設置するための技術的基準を含めた、“設置のためのルールや手順”を規定した、「太陽光発電設備の設置に関する指導要綱」を昨年10月に施行した。</p> <p>現在、市内3か所の太陽光発電設備建設設計画について、その建設設計画が土砂災害警戒区域、または土砂災害特別警戒区域の、直上流部及びその周辺部で計画されているため、これらに起因した災害発生を危惧し、地元住民による建設反対運動が展開されている。</p>
関係法令	<p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、建築基準法、土砂災害防止法、環境影響評価法、長野県環境評価条例、環境基本法、長野県環境基本条例、森林法</p>